

いわき市中小企業・小規模企業 支援ハンドブック

市では、中小企業団体、大企業、教育機関、金融機関などの関係機関と連携しながら、中小企業、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、「いわき市中小企業・小規模企業振興条例」を制定し、平成28年4月より施行しました。

このハンドブックは、条例を制定した趣旨を踏まえ、市内の中小企業・小規模企業の方や創業を希望される方などが、本市が実施している施策等を中心に活用可能なものを容易にピックアップできるよう作成したものです。

事業活動の拡大や販路開拓などをはじめ、さまざまな場面でお役立てください。

いわき市 産業振興部

目次

● 中小企業等のための主な支援事業

…1

事業の区分		支援事業	支援区分 (下に説明あり)					頁
			補	金	専	官	他	
創業及び事業 転換等の促進	起業・創業	創業者支援事業			○		○	1
		創業・第二創業促進補助【国補助】	○					2
		融資制度（創業、新産業事業化など）【金融機関】		○				3
	第二創業・ 事業転換	再掲 創業・第二創業促進補助【国補助】	○					2
事業活動の拡 大と経営基盤 等の強化	技術・商品 開発	技術開発支援事業	○		○			4
		成長産業支援事業	○		○		○	5
		農商工連携推進事業			○		○	6
		特許相談・アドバイザー派遣			○			7
		物産品販路開拓事業	○					8
		最先端研究施設の貸出しと相談受付 【産業技術総合研究所】			○		○	9
	販路開拓等	展示会・見本市出展支援	○					10
		海外商談・販路促進活動支援助成【県補助】	○					11
		小名浜港コンテナ利用促進助成事業 【福島県小名浜港利用促進協議会補助】	○					12
		小規模修繕契約希望登録制度					○	13
		新商品生産事業者による新事業分野開拓者認定					○	14
	商業・商店 街の活性化	市商工業活性化事業補助	○					15
		商店街街路灯維持補修事業	○					16
	設備投資・ 立地	津波被災地域企業等立地支援事業	○					17
		工場等立地奨励金	○					18
		空き店舗等入居支援事業費補助【県・市補助】	○					19
		中小企業等グループ施設等復旧整備補助【県補助】	○					20
		工業系未利用地・空き工場等物件の情報発信					○	21
		ふくしま産業復興投資促進特区制度【国制度】		○				22
		サンシャイン観光推進特区制度【国制度】		○				23

支援区分： 補 補助金、助成金等 金 金融・税制支援 専 専門家による支援 官 官公需支援 他 その他セミナー等

事業の区分		支援事業	区分（下に説明あり）					頁
			補	金	専	官	他	
事業活動の拡大と経営基盤の強化	資金調達	融資制度（運転資金・設備投資）【金融機関】		○				24
		融資制度（不況、倒産関連対策）【金融機関】		○				25
		融資制度（無担保無保証）【金融機関】		○				26
		融資制度（東日本大震災被災企業支援）【県産業振興センター】		○				27
人財の確保と育成	人財確保	就職面接会、合同企業説明会、地元企業見学会の開催					○	28
		就職応援サイトによる就職関連情報の発信					○	29
		助成金制度（雇用支援）【県・ハローワーク】	○					30
	人財育成	いわきものづくり塾の開催					○	31
		技能・技術養成訓練の実施【職業訓練校、いわきコンピュータ・カレッジ】					○	32
		職業能力開発セミナーの実施【ポリテクセンターいわき】					○	33
		再掲 市商工業活性化事業補助	○					15
	福利厚生・就業環境改善の支援	中小企業における福利厚生の支援					○	34
		従業員のワークライフバランスの推進		○			○	35

支援区分：補 補助金、助成金等 金 金融・税制支援 専 専門家による支援 官 官公需支援 他 その他セミナー等

- 支援関連資料と支援組織の情報 … 37
- いわき産学官ネットワーク協会の紹介 … 39
- いわき市中小企業・小規模企業振興条例 … 41

いわき市ホームページから「中小企業 ハンドブック」で検索！



中小企業 ハンドブック 検索

いわき市中小企業・小規模企業支援ハンドブックの作成について

このハンドブックのデータや申請書等をダウンロードできます。

創業に関心を持つ段階から、実際に事業を開始する段階までの、各ステップに応じた支援策を活用いただけます。

創業者や創業希望者の育成のための支援室（インキュベートルーム）を公募・選定により提供し、専門家による助言等の支援を実施します。

また、創業者や創業希望者に対し、創業に必要なセミナー等を実施します。

※ 実際に創業を開始する段階では、2・3ページの支援策をご活用いただけます。

★ 創業者に対するセミナー等の実施

事業化の手法や起業家の支援などをテーマとした地域内外の実績を有する支援機関の専門家や先進起業家による講演会・セミナーを実施します。

※ インキュベートルーム入居者以外の方も受講可能です。

テーマ例：経営・事業計画、財務・会計、人材・マネジメント、販路開拓

セミナーの実施状況、申込方法などはホームページをご確認ください。

ホームページ <http://iwaki-sansoukan.com/index.html>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ インキュベートルームの設置と支援

これから新たに事業を始めようとする方や、新しい事業展開を考えている方を公募・選定し、仕事に利用可能な部屋を廉価な料金で貸出しを行い、専門の支援人材であるインキュベーションマネージャーを中心に一貫した事業化支援、相談・アドバイス等を行います。



インキュベートルーム（例）



相談室



会議・商談の部屋

入居・募集状況などはホームページをご確認ください。

ホームページ <http://iwaki-sansoukan.com/incubate.html>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ お問い合わせ先

いわき市 産業振興部 産業創出課

☎ 0246-22-1126 FAX 0246-22-1198

✉ sangyosoushutsu@city.iwaki.fukushima.jp

新たに創業する方や、先代から事業を継承した場合などの第二創業を行う方に対し、創業に係る経費の一部を補助します。

※ 市の創業支援事業計画に基づくセミナーを受ける必要があります。

★ 対象となる方

市内で新たに創業する方、第二創業を行う方

★ 補助対象経費と補助率

(1) 創業促進補助金

補助率 2/3 補助金額の範囲 100万円以上～200万円以内

(2) 第二創業促進補助金

補助率 2/3 補助金額の範囲 100万円以上～200万円以内

(既存事業を廃止する場合は、廃止費用として800万円)

★ 注意事項

本補助金の申請に際しては、市の創業者支援事業計画に位置付ける特定創業支援事業計画に基づくセミナーを受講する必要があります。

※ セミナーについては、いわき産学官ネットワーク協会のホームページから、開催状況等を確認してください。

ホームページ <http://www.iwaki-sangakukan.com/event/>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

上記は、事業の概要となりますので、要件、支援内容、申込期間等の詳しい内容につきましては、国のホームページ「平成28年度創業・第二創業促進補助金」等でご確認ください（申請書のダウンロードや電子申請も可能です）。

また、他の支援策等も受けられる場合がありますので、併せてご確認ください。

ホームページアドレス <https://sogyo-hojo-28.jp/>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ 関連事業

このほか、中高年齢者（40歳以上）の方が、起業により自らの就業機会の創出を図り、事業運営のために従業員（中高年齢者）の雇入れを行う際に要した、募集・採用や教育訓練の実施等にかかる費用の一部を助成する「生涯現役企業支援助成金」の制度があります。

ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115906.html>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ お問い合わせ先

創業・第二創業促進補助金事務局

☎ 03-5148-6551

※ 補助を受けるにあたり必要となる、市の特定創業支援事業については、いわき市役所の産業創出課（0246-22-1126）までお問い合わせください。

市内で創業や開業をする場合の金融機関による融資があります。
また、新産業分野の事業化をめざす市内企業等に対する金融機関による融資があります。

※ 市は金融機関への預託の実施、また、創業の場合は保証料の補助も実施します。

★ 対象となる方

市内で新たに事業を開始しようとする方、または事業を開始して1年未満の方

★ 資金使途

運転資金、設備資金

★ 限度額

1,000万円

★ 返済方法

原則として分割償還

★ 融資金利

年2.65%以内（保証協会付の場合 年2.45%）

★ 保証料

年2.2%以内（借入人が前納し、市が後で全額補助）

★ 保証人

必要に応じて求める

★ お問い合わせ先

市内の各金融機関

市内にある、みずほ銀行、秋田銀行、七十七銀行、東邦銀行、常陽銀行、福島銀行、大東銀行、ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫、いわき信用組合

市内企業等による新商品・技術開発等を公募・選定し、資金補助やプロジェクトマネージャーによるきめ細やかなアドバイスなど、事業化に向けた総合的支援を実施します。

★ 対象となる方

本市に住所を有し、事業を実施しようとする事業者（個人事業者含む）や市民団体、高等教育機関、またはこれらが連携した団体組織より公募・選定

★ 支援内容

(1) 資金面の支援

対象となる経費に対し1件あたり250万円を上限とし、10分の10を助成します。

(2) 助成制度の活用支援

プロジェクトマネージャーが高等教育機関や公設試験研究機関、他の産業支援機関等とのネットワークも活用しながら、目標達成のためのきめ細やかなアドバイス、国等の支援制度への橋渡しなどに向けた助言・指導を実施します。

★ 応募期間

詳しくはホームページ等でご確認ください。

ホームページ <http://www.iwaki-sangakukan.com/>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

【これまでの主な実績】

■ 製品売上を開始したものの例

- とうふかまぼこ開発
- 携帯電話連絡網システム開発
- 乳製品加工による新製品の開発
- 着地交流・体験型ワイナリー事業の収益化可能性調査

■ 国等の支援制度活用につながったものの例

- 伸縮性を有するチタン製医療用ワイヤー開発

★ お問い合わせ先

いわき市 産業振興部 産業創出課

☎ 0246-22-1126 FAX 0246-22-1198

✉ sangyosoushutsu@city.iwaki.fukushima.jp

本市が成長産業と考える「再生可能エネルギー」「医療福祉」「廃炉・ロボット」「蓄電池」関連産業に対し、セミナーや研究活動を行うグループへの経費補助やモデルづくりに向けた支援等を行います。

■ 成長産業に関するセミナー

「再生可能エネルギー」「医療福祉」「廃炉・ロボット」「蓄電池」関連産業について、各種セミナーや見学会等を実施しています（医療産業参入セミナー、各種関連施設見学会など）。

■ 環境・エネルギー関連産業への取組み費用への補助

環境・エネルギー関連産業への参画をめざし、産学連携または産産連携により、先行技術に関する調査・分析や参入手法検討のための情報・意見収集を行う勉強会などの活動を行う研究団体に対し、取組みに係る経費の一部を補助します。

■ バッテリー利活用のモデル事業公募

市内の事業者が、超小型電気自動車もしくは搭乗型移動支援ロボットを導入することで、バッテリー利活用の先進都市の構築に貢献することが見込まれるモデル事業を公募・選定し、費用を支援します。



★ お問い合わせ先

いわき市 産業振興部 産業創出課

☎ 0246-22-1126 FAX 0246-22-1198

✉ sangyosoushutsu@city.iwaki.fukushima.jp

地域資源を有効に活用した農商工連携による新商品開発を支援するため、農商工連携プロデューサーやアドバイザーによる助言、個別相談会、セミナー、講演会を実施します。

★ 対象となる方

市内の生産者及び加工品業者

★ 支援内容

(1) 農商工連携プロデューサーによる支援

農林漁業者や中小企業者等が実施する商品開発や販路開拓について、そのビジネスモデルの構築や事業化に関する助言・指導等を行う専門家を配置し、案件の発掘や創業後のマッチング、事業化支援を進めます。

(2) セミナーや講演会、相談会の開催による支援

有識者の講演会や成功事例の発表会などを内容とする、参加者の交流イベントや、相談会を開催します。

★ 申込方法

詳しくはホームページ等でご確認ください。

ホームページ <http://www.iwaki-sangakukan.com/>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。



★ お問い合わせ先

公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会事務局

☎ 0246-21-7570 FAX 0246-21-7571

✉ iwaki-sangakukan@bz01.plala.or.jp

特許取得に関する相談会や相談窓口開設による支援、さまざまな経営課題を解決するための専門家によるアドバイザーを派遣します。

■ 専門家アドバイザーの派遣

直接企業を訪問し、知的財産に関する相談を受け付けます。

★ 主な相談受付内容

項目	内容
特許・実用新案等の出願準備に関する支援	知財専門家が特許・実用新案等の出願準備に関する、アドバイスを実施
商標・意匠等に関する支援	ネーミング・マークの権利化、地域団体商標などに関する支援を実施
海外展開を支援	海外展開における戦略の策定や契約の際に必要な知財に関するアドバイスを実施
幅広い相談に対応	知財に関する相談（補助金、技術支援、試作支援等）に関しての相談の受付を実施

★ 日程等

奇数月に実施しています。

1回あたり2～3件程度（13：00 - 17：00）になります。

■ 専門家による相談会の実施

(1) 特許等に関する相談会

弁理士による、特許・実用新案・意匠・商標に関する窓口での相談受付を行っています。

★ 日程等

毎月実施しています。

原則1回あたり45分（1日3回）になります。

13：00～、14：00～ 15：00～

(2) 特許等に関する法務等の相談会

弁護士による、特許・実用新案・意匠・商標に係る法務等の窓口での相談受付を行っています。

★ 日程等

3か月に一回程度実施しています（平成27年5月～平成28年2月）。

原則1回あたり45分（1日3回）になります。

9：00～、10：00～ 11：00～

申込方法等、詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。

ホームページ <http://www.iwaki-sangakukan.com/event/>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ お問い合わせ先

公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会事務局

☎ 0246-21-7570 FAX 0246-21-7571

✉ iwaki-sangakukan@bz01.plala.or.jp

地域における資源、技能等その特性を生かして生産・加工された、ふるさと製品の育成を図り、地域経済の活性化を進めることを目的に、ふるさと製品の育成に係る事業に対し、補助金を交付します。

平成 28 年度の事業については、2 月に申し込みが終了しております。
平成 29 年度の申し込み時期、内容については未定です。

★ 対象となる方

市内でふるさと製品を生産又は加工する業者で構成され、構成員名簿や団体規約、収支予算等が明らかになっている団体が対象です。

※ 物産展等への出展の促進や、新製品研究及び開発、かつ本市産の原材料の調達率向上を図る取組みなど、上記団体以外の生産者又は加工業者による申請も可能なものがあります。

事業内容	補助対象経費	補助率及び補助限度額
(1) ふるさと製品の普及及び宣伝に関する事業 ① ふるさと製品展示コーナーの設置 ② ふるさと製品パンフレット等作成 ③ ニューメディア等による情報提供 ④ ふるさと製品イベント開催 ⑤ ふるさと製品に関する他の都市との物産交流	謝金、賃金、使用料、消耗品費、賃借料、印刷製本費、賄費、通信運搬費、旅費、広告宣伝費、工事請負費、備品購入費	(1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内 (2) 補助限度額 50万円
(2) ふるさと製品の販路の開拓に関する事業 ① 物産展等への出展の促進 ② 朝市、夕市等の開催	旅費、広告宣伝費、賃金、印刷製本費、消耗品費、賄費、使用料、賃借料、備品購入費	(1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内 (2) 補助限度額 10万円
(3) ふるさと製品の開発及び育成に関する事業 新製品研究及び開発、かつ本市産の原材料の調達率向上を図る取組み	旅費、負担金、賃金、賄費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料、原材料費	(1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内 (2) 補助限度額 50万円
(4) その他ふるさと製品の育成に関する事業	必要と認められる経費	(1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内 (2) 補助限度額 その都度決定する額

★ お問い合わせ先

いわき市 観光交流室 観光振興課

☎ 0246-22-7477 FAX 0246-22-7581

✉ kankoshinko@city.iwaki.fukushima.jp

幅広い分野の先端機器を備えた共用研究施設の貸し出しや、共用施設の利用等に関する技術相談を行っています。

★ 提供している共用施設

- (1) イノベーション創出機器共用プラットフォーム (IBEC)
 - ・ 先端ナノ計測施設 (ANCF)
 - ・ 超伝導アナログ・デジタルデバイス開発施設 (CRAVITY)
 - ・ 蓄電池基盤プラットフォーム (BRP)
 - ・ ナノプロセッシング施設 (NPF)
- (2) スーパークリーンルーム産学官連携研究棟 (SCR)
- (3) MEMS 研究開発拠点 (MEMS)

○加工例

- ・ デバイス作製 (300mm ウェア上への作成も可能)
- ・ 微細配線作製
- ・ MEMS の研究開発 など

○計測例

- ・ X線を用いた各種解析 (構造解析、X線吸収微細構造分析等)
- ・ 質量分析 (TOF-MS 等)
- ・ 表面観察 (SEM、AFM、STM 等) など



申込方法等、詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。

ホームページ <https://unit.aist.go.jp/tia-co/orp/index.html>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ お問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所

☎ 029-861-3210

市内企業等が、市外で開催される見本市や展示会に出展する際の費用の一部を助成し、製品・サービス等の販路拡大を支援します。

★ 対象となる方

いわき市を中心に事業を展開する事業者について公募・選定します。

※ 1年間での採択は1社あたり1件まで、3年連続での申請は不可となります。

★ 対象事業

平成29年3月31日までに市外で開催される、原則として公開され、来場が限定されない見本市・展示会で、自社製品・サービス等の販路拡大に資すると認められるもの。

★ 対象経費

展示会・見本市への出店に要した出店料、旅費、展示品制作費、通信運搬費などの経費

※ 一部対象とならない経費があります。

★ 助成率及び助成金額

1件あたり20万円を限度とし、対象経費の2分の1以内の額とする。

申込方法等、詳しい内容はホームページ等でご確認ください。

ホームページ <http://www.iwaki-sangakukan.com/>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。



★ お問い合わせ先

公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会事務局

☎ 0246-21-7570 FAX 0246-21-7571

✉ waki-sangakukan@bz01.plala.or.jp

海外における商談会や見本市等への参加、販売促進を行う県貿易促進協議会会員に対し、経費の一部を補助します。

★ 対象となる方

福島県貿易促進協議会の企業会員または個人会員で、海外において商談、見本市等への参加、店舗において販売促進活動を行う方

★ 支援内容

海外販路開拓に関する支援（貿易手続き相談、海外での県産品フェアや商談会に係る支援）

- (1) 海外における商談に係る支援
- (2) 海外で開催される見本市等への出品参加に係る支援
- (3) セミナーへの参加（無料）

★ 助成対象経費

- ・航空運賃
 - ・現地交通費、宿泊費
 - ・通訳雇用費
 - ・見本市参加経費
 - ・その他必要と認める経費
- ※ 但し、出品物運送料は除く

★ 申込期間

通年 9

上記は、事業の概要となりますので、対象、助成額などの内容など詳しい内容につきましては、県庁のホームページ等でご確認ください（申請書ダウンロードも可能です）。

ホームページ <http://www.f-bsk.com/>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ お問い合わせ先

福島県貿易促進協議会事務局（福島県 観光交流局 県産品振興戦略課）

☎ 024-521-7326

小名浜港のコンテナ航路を利用して貨物の輸出及び輸入を行った荷主に対して、コンテナ輸送に係る費用の一部を助成します。

★ 対象者と助成金の額

助成区分	対象条件	助成金の額	上 限
新規利用荷主	小名浜港のコンテナ航路を利用したことがない荷主で、助成対象期間に新たに利用した荷主	<ul style="list-style-type: none"> • 輸入：10,000 円/TEU • 輸出：15,000 円/TEU 	40TEU 以下 (最大 60 万円)
新規利用大口荷主	小名浜港のコンテナ航路を利用したことがない荷主で、助成対象期間に新たに 200TEU を超えて利用した荷主	一律 1,000,000 円	—
継続利用荷主	助成対象期間に小名浜港のコンテナ航路を利用した荷主	<ul style="list-style-type: none"> • 輸入：5,000 円/TEU • 輸出：10,000 円/TEU 	30TEU 以下 (最大 30 万円)
利用拡大	助成対象期間に小名浜港のコンテナ航路を利用し、前年度の実績と比較して 100TEU 以上増加させた荷主	継続利用荷主の助成上限額 (15～30 万円) に 一律 200,000 円を加算	—

★ 助成対象期間

平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日

上記は、事業の概要となりますので、対象、申請方法など詳しい内容につきましては、福島県小名浜港利用促進協会のホームページ等でご確認ください（申請書ダウンロードも可能です）。

ホームページ <http://www.o-minato.com/>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ お問い合わせ先

福島県小名浜港利用促進協議会事務局（いわき市 産業振興部 工業・港湾課）

☎ 0246-22-1162

建設業許可等必要な資格を有していないため、市の入札参加有資格者名簿（建設工事の部）への登録申請が困難な市内小規模事業者の方が、少額の修繕を発注することが可能となる制度です。

★ 対象となる方

次の(1)～(3)の条件をすべて満たす方

- (1) いわき市内に本社又は住所を有する方
- (2) 入札参加有資格者名簿（建設工事の部）に登録されていない方
- (3) いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱に定める入札参加排除基準に該当しない方

★ 対象業務

物品の修繕を除く内容が軽易で履行の確保が容易な修繕（設計金額 50 万円以下）を対象とします。

★ 登録できる修繕の種類

次の 27 種類から自らが施工できる修繕の種類について登録可能です。

- ①大工 ②左官 ③とび・土工・コンクリート ④石 ⑤屋根 ⑥電気 ⑦管
- ⑧タイル・れんが・ブロック ⑨鋼構造物 ⑩鉄筋 ⑪ほ装 ⑫しゅんせつ ⑬板金
- ⑭ガラス ⑮塗装 ⑯防水 ⑰内装 ⑱機械器具 ⑲熱絶縁 ⑳電気通信
- ㉑造園 ㉒さく井 ㉓建具 ㉔水道施設 ㉕消防施設 ㉖清掃施設 ㉗その他

★ 申請受付期間

平成 28 年 12 月 28 日まで

★ 登録期間

受付した日の翌々月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

上記は、事業の概要となりますので、対象、内容等詳しい内容につきましては、市のホームページ等でご確認ください（申請書ダウンロードも可能です）。

ホームページ

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000003389/index.html>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ お問い合わせ先

いわき市 財政部 契約課

☎ 0246-22-7419 FAX 0246-22-1251

✉ keiyaku@city.iwaki.fukushima.jp

新商品の生産または新役務の提供について、市が認定した新たな事業分野の開拓を図る中小企業者等に対し、市が随意契約の方法により調達することが可能となる制度です。

★ 対象となる方

市内に事業所を有する中小企業等、または市内で中小企業等を設立しようとする方

★ 対象とする物品、役務

自社が開発または生産する物品（医薬品、農水産物、加工飲食料品は除き、ソフトウェアを含む）、または役務。

★ 認定方法

市役所庁内関係機関で構成する認定審査会において、外部有識者の意見を踏まえながら認定します。

詳しい認定の方法、対象、内容等詳しい内容につきましては、市のホームページ等でご確認ください（申請書ダウンロードも可能です）。

ホームページ

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000002817/index.html>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ お問い合わせ先

いわき市 産業振興部 産業創出課

☎ 0246-22-1126 FAX 0246-22-1198

✉ sangyosoushutsu@city.iwaki.fukushima.jp

市内の商工団体等が、商工業の活性化のために行うイベント、調査・研究、人材育成等の事業を実施する場合の費用の一部を補助します。

★ 対象となる方

商工会議所、商工会、組合、商店連合会、商店会、その他の商工団体、NPO、まちづくり会社

★ 補助の内容

区 分	補助率	補助限度額	補助期間
商店街の活性化に資するためのイベント事業	補助対象経費の 2分の1以内	100万円	3年以内
商工業の近代化又は活性化に資するための調査、研究及び計画の策定事業		100万円	2年以内
技術の向上又は経営の改善を目的とした人材の育成事業		50万円	単年度 (異業種交流は2年以内)
商店街のシンボルマーク、紹介マップ等の作成及び普及、その他のイメージアップに資する事業		100万円	2年以内
津波被災地域の早期の復興・発展を目的として実施する事業	補助対象経費の 3分の2以内	100万円	必要と認められる期間

詳しい内容については、ホームページ等でご確認ください。

ホームページ

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1455504380171/index.html>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ お問い合わせ先

いわき市 産業振興部 商業労政課

☎ 0246-22-7476 FAX 0246-21-0892

✉ shogyorosei@city.iwaki.fukushima.jp

市内の商店会等が設置している街路灯の修繕や LED への改修を行う場合の費用の一部を補助します。

★ 対象となる方
市内の商店会等

★ 補助対象となる内容

- (1) 修繕
支柱又はかさの部分の補修や交換(※)、基礎の補強等
※ 電球の交換は除く
- (2) 塗装
塩害等による錆付きを防ぐための塗装
※ 錆落としの費用を含む
- (3) 環境対応型街路灯への改修
既存の街路灯を LED など省エネ型の電灯への改修
※ 電球のみの交換は除く

★ 補助率と補助上限額

【補助率】

2分の1以内（ただし、環境対応型は3分の2以内）

【補助上限額】

上記の、(1)と(2)を合わせて1団体当たり50万円を上限とする。

(3)については、1団体当たり100万円を上限とする。

★ お問い合わせ先

いわき市 産業振興部 商業労政課

☎ 0246-22-7476 FAX 0246-21-0892

✉ shogyorosei@city.iwaki.fukushima.jp

東日本大震災による津波被災地域の経済的・社会的基盤となりわいの再生を図るため、当該地域に事業所を設置する事業者に対し、奨励金を交付します。

★ 対象となる方

津波被災地域内※で事業所を新設又は増設し、事業を行う事業者(風俗業等を除く)

※ 本市の震災復興土地地区画整理事業区域、及び防災集団移転促進事業移転促進区域

★ 交付要件等

区分	交付要件		交付額等 ※3		
	投下固定資産 ※1	従業員数 ※2	対象経費	交付率	限度額
大企業以外 (中小企業等)	100万円(内装のみ50万円)以上	1人以上	投下固定 資産総額	5%	5億円
大企業	2,700万円(内装のみ100万円)以上	5人以上		3%	

※1 投下固定資産は家屋及び償却資産で事業の用に供するもの(土地取得費は除く)。

なお、事業者の内装のみの場合は、市内に本拠地を置く事業者が行う場合に限る。

※2 従業員の要件は操業開始の日から1年を経過する日までの従業員数(経営者含む)。

※3 奨励金は、交付申請のあった翌年度以後、交付額が1,000万円以下の場合は一括、それ以上の場合、交付額の区分に応じて2年から5年で分割交付。

★ 交付申請

操業開始日から90日以内、また、平成32年度末までに申請する必要があります。

上記は、事業の概要となりますので、要件、支援内容、申込期間等詳しい内容につきましては、市のホームページ等でご確認ください。

また、他の支援策等も受けられる場合がありますので、併せてご確認ください。

ホームページ

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000002878/index.html>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ お問い合わせ先

【小売・卸売業・サービス業の場合】

いわき市 産業振興部 商業労政課

☎ 0246-22-7476 FAX 0246-21-0892

✉ shogyorosei@city.iwaki.fukushima.jp

【製造業・その他の業種の場合】

いわき市 産業振興部 工業・港湾課

☎ 0246-22-1142 FAX 0246-22-7582

✉ kogyo-kowan@city.iwaki.fukushima.jp

本市に工場等を立地する場合に、工場等の新設や設備増設、雇用創出を図るなどした場合で一定の条件を満たした場合に、奨励金を交付します。

★ 交付要件等

いわき市内に工場等を新設または増設する事業者の方を対象に、下表の要件で奨励金を交付します。

区分	交付要件						交付額等		
	対象企業	立地地区	投資額	用地面積	延床面積	従業員数	対象経費	交付率	限度額
新・増設奨励金	1 製造業 2 企業立地促進法に基づき国から同意を受けた基本計画の指定集積業種	市内全域	100 億円以上	—	—	20 人以上	「建物」 「設備」 取得価額	5%	5 億円
			2,700 万円以上			100 人以上			1 億円
						5 人以上			
特定新設奨励金	1 製造業 2 企業立地促進法に基づき国から同意を受けた基本計画の指定集積業種	四倉中核工業団地	—	1000 m ² 以上	300 m ² 以上	5 人以上	「土地」 「建物」 「設備」 取得価額	土地 30% 建物・設備 10%	5 億円
		工業専用地域			600 m ² 以上	20 人以上			
		工業地域準工業地域			300 m ² 以上	5 人以上		10%	1 億円
雇用奨励金	上記のいずれかに該当した場合で、正規従業員数が5人以上の場合						1 人につき 60 万円		1 億円
特例奨励金	通信業、情報サービス業、インターネットサービス付随サービス業、学術・開発研究機関及び情報通信技術利用業	上記「新・増設奨励金」または「特定新設奨励金」のいずれかに該当した場合（いずれも土地または建物を取得する場合に限る。）				50 人以上	賃借償却資産の1年間の賃借料（300万円以上の場合に限る）	50%（3年間）	5,000 万円

上記は、事業の概要となりますので、要件、支援内容、申込期間等詳しい内容につきましては、市のホームページ等でご確認ください。

また、他の支援策等も受けられる場合がありますので、併せてご確認ください。

ホームページ

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000002878/index.html>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ お問い合わせ先

いわき市 産業振興部 工業・港湾課

☎ 0246-22-1142 FAX 0246-22-7582

✉ kogyo-kowan@city.iwaki.fukushima.jp

東日本大震災の津波により被災した中小企業等が、市内の空き工場や空き店舗等に入居し、事業を再開する場合に必要な経費の一部を補助します。

※ 県の補助に加え、市も上乗せによる独自の補助金を交付します。

★ 対象となる方

津波により全壊又は半壊し、区画整理事業等が遅れ未だ移転できずに、市内で空き店舗等を借りて仮操業する中小企業等

※ 県補助金等の決定を受けたものに限る。

★ 補助対象経費（原状を回復するための経費に限る）

- 空き工場・空き店舗等の借り上げ費用 ← 必須
- 被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用
- 空き工場・店舗等の改装費用
- 代替設備の借り上げ費用

★ 補助率

(1) 全壊の事業者

→ 3/4以内(県)、 3/20以内(市)

(2) 半壊の事業者

→ 1/2以内(県)、 1/4以内(市)

★ 補助金額

県補助と合算して600万円（製造業は3,000万円）まで

上記は、事業の概要となりますので、要件、支援内容、申し込み期間等詳しい内容につきましては、県及び市のホームページ等でご確認ください。

また、他の支援策等も受けられる場合がありますので、併せてご確認ください。

(県補助紹介ページ)

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01220a/kenchu-shinko64.html>

(市補助紹介ページ)

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000002893/index.html>

★ お問い合わせ先

福島県 商工労働部

☎ 024-521-7280（製造業・建設業）

☎ 024-521-7299（卸売・小売業）

☎ 024-521-7270（サービス業他）

いわき市 産業振興部 商業労政課

☎ 0246-22-7476 FAX 0246-21-0892

✉ shogyorosei@city.iwaki.fukushima.jp

津波被災地域の中小企業等がグループとして一体となり、施設・設備の復旧や整備、共同店舗の新設、新分野の事業等を行う場合の費用の一部を補助します。

★ 対象となる方

津波浸水地域内の事業者

★ 要件

次の(1)～(3)のすべてに該当する必要があります。

- (1) 複数の中小企業等から構成される集団（中小企業等グループ）であること。
- (2) サプライチェーン型、経済・雇用効果大型、基幹産業型、商店街型のいずれかの機能を有し、当該グループ構成員が、東日本大震災等により事業所の全部又は一部に甚大な被害があるなどグループ機能に重大な支障が生じていること。
- (3) 当該グループで復興事業計画を策定し、県の認定を受けること。

★ 補助の内容

東日本大震災等で被害を受けた施設及び設備であって、復興事業計画に基づき事業を行うために不可欠な県内の施設及び設備の復旧・整備、新分野事業の実施、共同店舗の新設等及びこれらに付随する環境整備、イベント開催に要する経費。

※ 施設の例：倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、原材料置場など

※ 設備は、復興事業に係る事業の用に供する設備で、資産として計上するもの

※ 新分野事業の例：新商品ラインへの転換、新商品・新サービス開発、新市場開拓調査など

〈補助率〉 中小企業者：補助対象経費の 3/4 以内

中小企業者以外：補助対象経費の 1/2 以内

★ 関連事業

ふくしま産業復興投資促進特区制度【国制度】

上記は、事業の概要となりますので、要件、支援内容、申込期間等詳しい内容につきましては、福島県のホームページ等でご確認ください。

また、他の支援策等も受けられる場合がありますので、併せてご確認ください。

ホームページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/group00.html>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ お問い合わせ先

福島県 商工労働部 経営金融課

☎ 024-521-8653

本市への立地希望者のニーズと物件情報とのマッチングを強化し、企業誘致を促進させるため、市のホームページにより、工業系未利用地や空き工場等についての情報を発信しています。

★ 情報提供の内容

- (1) 土地、建物（事務所、工場等）の区分
- (2) 物件の所在
- (3) 地目、地積または延べ面積等
- (4) 売地、賃貸の区分
- (5) 都市計画上の用途地域、建ぺい率、容積率
- (6) 所有者または仲介不動産会社名及び連絡先
- (7) 物件の写真

The screenshot shows a webpage titled '工業系未利用地・空き工場等物件紹介' (Industrial Land / Empty Factory Information). It includes social media sharing buttons and a contact number: 14639-8466-9841. Below the header, there is a table with the following data:

No.	物件区分	物件所在地	地目	地積又は延べ面積 (㎡)	利用形態	用途地域	連絡先	写真
						建ぺい率 / 容積率		
例	土地	いわき市平字梅本〇〇番地	宅地	5,000	売買	工業 60/200	(株)〇〇 総務課 電話 0246-〇〇-〇〇〇〇	リンク

★ 提供情報の募集

市では、ホームページで情報提供が可能な工業系未利用地の情報を募集しています。ご希望の際は、工業系未利用地・空き工場等物件の情報提供サイトより、申込書をダウンロードのうえ必要事項を記載し、市工業・港湾課まで直接持参していただくか、郵送で送付してください。

詳しくはホームページでご確認ください。

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1463984669841/index.html>

★ お問い合わせ先

いわき市 産業振興部 工業・港湾課

☎ 0246-22-1142 FAX 0246-22-7582

✉ kogyo-kowan@city.iwaki.fukushima.jp

いわき市の事業活動の早急回復と投資促進・雇用創出を図るため、いわき市内の復興産業集積区域内で、特区に掲げる事業を行う事業者等に対し、事業用の設備等を新たに取得したり、震災で被災された方を雇用した（または、雇用している）場合などの税制の特例措置を適用します。

※ 市は認定書を交付します。

★ 対象となる方

次の要件をすべて満たす事業者が対象となります。

- (1) 復興産業集積区域内において
- (2) 集積を目指すとした業種のうち（※）
- (3) 「ふくしま産業復興投資促進特区」に掲げられた事業を行う法人又は個人事業者

※ 対象業種について

製造業、電気・ガス・熱供給・水道事業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、学術研究・専門技術サービス業、その他サービス業などのうち、指定された分類の業種

★ 関連事業

中小企業等グループ施設等復旧整備補助【県補助】

上記は、事業の概要となりますので、要件、支援内容、申込期間等詳しい内容につきましては、ホームページ等でご確認ください。

ホームページ

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000002824/index.html>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ お問い合わせ先

いわき市 産業振興部 産業創出課

☎ 0246-22-1244 FAX 0246-22-1198

✉ sangyosoushutsu@city.iwaki.fukushima.jp

いわき市の基幹産業の一つである観光産業の早期復興のため、いわき市内の復興産業集積区域で、特区に掲げる事業を行う事業者に対し、事業用の設備等を新たに取得したり、震災で被災された方を雇用した（または、雇用している）場合などの税制の特例措置を適用します。

※ 市は認定書を交付します。

★ 対象となる方

次の要件をすべて満たす事業者が対象となります。

- (1) 復興産業集積区域内において
- (2) 集積を目指すとした業種（※）のうち
- (3) いわき市を訪れる観光客等に対するサービスや地場産品等の提供など、「いわき市の観光振興に資する事業（観光客を相手にする事業や観光誘客につながる事業）」を行う法人又は個人事業者

※ 対象業種について

- 直接的に観光に関連する業種の例：宿泊業、温泉浴場業、旅行業など
- 間接的に観光に関連する業種の例：飲食店、飲食料品小売業、広告業など

上記は、事業の概要となりますので、要件、支援内容、申込期間等詳しい内容につきましては、ホームページ等でご確認ください。

ホームページ

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000002647/index.html>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ お問い合わせ先

いわき市 観光交流室 観光交流課

☎ 0246-22-1279 FAX 0246-22-7581

✉ kankokoryu@city.iwaki.fukushima.jp

市内事業者が新たな運転資金や設備投資を行う場合の金融機関による融資があります。

★ 対象となる方

次の(1)～(3)のすべてを満たす方

- (1) 市内で同一事業を1年以上継続して営んでおり、市税を完納している方。
- (2) 県信用保証協会の信用保証対象業種であり、中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者であること。
- (3) 事業計画が妥当と認められること。

★ 資金使途

運転資金、設備資金

★ 限度額

3,000万円

★ 返済期間

10年以内（据置期間2年以内）

★ 返済方法

原則として分割償還

★ 融資金利

年2.20%以内

★ 保証料

使用保証協会が定める基本保証料率に応じて、年0.32%～1.33%までの9区分
※ 市が約30%を補助

★ 保証人・担保

必要に応じて求める

★ 中小企業融資制度の信用保証料率について

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会が定める基本料率(%)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
利用者から徴収する料率	1.33%	1.23%	1.09%	0.95%	0.81%	0.70%	0.56%	0.42%	0.32%
市が補助する料率	0.57%	0.52%	0.46%	0.40%	0.34%	0.30%	0.24%	0.18%	0.13%

このほかにも、営農に係る資金融資の制度などもありますので、詳しくは各金融機関にお問い合わせください。

★ お問い合わせ先

市内の各金融機関

市内にある、みずほ銀行、秋田銀行、七十七銀行、東邦銀行、常陽銀行、福島銀行、大東銀行、ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫、いわき信用組合

長期不況の影響により、業績が悪化している企業への金融機関による融資があります。

★ 対象となる方

次の(1)と(2)を満たす企業

(1) 市内で同一事業を1年以上継続して営み、市税を完納している中小企業信用保険法 第2条第1項に該当する中小企業者で、信用保証対象業種に属し、次の①から④のいずれかに該当すること。

- ① 最近3ヶ月間の売上高が前年同期に比べ、5%以上減少していること。
- ② 最近3ヶ月間の営業利益がマイナスになっていること。
- ③ 倒産企業に対する売掛債権等が30万円以上で、市長が倒産関連企業と認定したもの。
- ④ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）の認定を受けたもの。

(2) 事業計画が妥当と認められること。

★ 資金用途

運転資金、設備資金

★ 限度額

3,000万円

★ 返済期間

10年以内（据置期間1年以内）

★ 返済方法

原則として分割償還

★ 融資金利

年2.05%以内

★ 保証料

使用保証協会が定める基本保証料率に依りて、年0.45%～1.90%までの9区分

※ 市が全額補助

★ 保証人・担保

必要に依りて求める

★ お問い合わせ先

市内の各金融機関

市内にある、みずほ銀行、秋田銀行、七十七銀行、東邦銀行、常陽銀行、福島銀行、大東銀行、ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫、いわき信用組合

担保力が弱く、資金調達が困難な小規模企業への金融機関による融資があります。

★ 対象となる方

市内で同一事業を1年以上継続しており、信用保証対象業種で黒字決算であること、また、事業計画が妥当と認められる方。

★ 資金使途

運転資金、設備資金

★ 限度額

1,000万円

★ 返済期間

5年以内（据置期間6か月以内）

★ 返済方法

原則として分割償還

★ 融資金利

年2.15%以内

★ 保証料

年0.9%

※ 借入人が前納し、市が後で全額補助

★ 保証人・担保

必要なし

★ お問い合わせ先

市内の各金融機関

市内にある、みずほ銀行、秋田銀行、七十七銀行、東邦銀行、常陽銀行、福島銀行、大東銀行、ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫、いわき信用組合

被災企業の運転資金・設備資金等に対する融資や、原子力災害に伴う施設・設備の整備に対する融資があります。

★ 対象となる方

次の(1)～(4)のいずれかに該当する方

- (1) 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助」(P.19)の認定を受けた復興事業計画に記載されている被災中小企業者
- (2) 施設復旧事業を行う商工会・県商工会連合会・商工会議所
- (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する仮設工場、事業場等に入居する中小企業者
- (4) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業（商業施設等復興整備補助事業：民設商業施設整備型）の交付決定を受けた補助事業者（被災中小企業者分に相当する範囲に限る）

★ 資金使途

建物、構築物または設備（原則として資産計上されるもの）の整備資金

★ 返済期間

20年以内（据置期間5年以内）

★ 返済方法

原則として分割償還

★ 融資金利

無利子

★ 自己負担

貸付対象経費の1%または10万円以内のいずれか低い額

★ 担保

原則として貸付対象施設を担保として徴求（審査により追加担保が必要になる場合あり）

★ 保証人

原則として、法人の場合は代表者保証、個人の場合は不要

上記は、事業の概要となりますので、要件、支援内容、申込期間等詳しい内容につきましては、福島県のホームページ等でご確認ください。

また、他の支援策等も受けられる場合がありますので、併せてご確認ください。

ホームページ <http://www.utsukushima.net/setubi/>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ お問い合わせ先

公益財団法人福島県産業振興センター

☎ 024-525-4075

UIJ ターン促進のための企業説明会や情報発信や企業見学など、さまざまな事業を実施します。

■ 合同就職面接会（いわき市就職ガイダンス）【7月予定】

一般求職者、UIJ ターン希望者、大学等卒業予定者を対象とした合同説明会を開催します。東京方面から参加される方のため、東京～いわき間の往復無料バスを運行します。

※ いわき市のホームページ内から、「いわき市就職ガイダンス」で検索してください。

■ 合同企業説明会の開催（市内）【3月予定】

次年度に卒業予定の学生、及び保護者を対象とした合同説明会を開催します。東京方面から参加される方のため、東京～いわき間の往復無料バスを運行します。

※ 詳しい内容につきましては、開催数か月前から市公式ホームページに掲載いたします。



■ 地元企業見学会【8・11月の2回予定】

市内の企業の魅力を知ってもらうため、本市で就職を希望する学生、UIJ ターン希望者、一般求職者等を対象とした企業見学会を開催します。

東京方面から参加される方のため、東京～いわき間の往復無料バスを運行します。

※ 詳しい内容につきましては、開催数か月前から市公式ホームページに掲載いたします。

★ お問い合わせ先

いわき市 産業振興部 商業労政課

☎ 0246-22-7478 FAX 0246-21-0892

✉ shogyorosei@city.iwaki.fukushima.jp

市が運営する就職応援サイトにより、市内企業情報、求人情報、就職イベント情報等の総合的な発信や各種支援制度の周知を行っています。

★ 情報提供の方法

ホームページによる情報提供に併せ、facebook、twitterでも発信しています。

★ 発信している情報等

- ホームページによる、各種就労制度や就職関連情報等の発信
- 登録している求職者や学生向けの合同企業説明会などの開催連絡メールの送信
- 企業等と求職者等のマッチング(求職者の希望に合致した企業等の情報が登録された場合に、求職者のメールアドレス宛にメールを送信することができます。)

■ 就職応援サイト

■ Facebook サイト

★ お問い合わせ先

いわき市 産業振興部 商業労政課

☎ 0246-22-7478 FAX 0246-21-0892

✉ shogyorosei@city.iwaki.fukushima.jp

東日本大震災の被災者の雇用や雇用調整を行った企業に対する助成金があります。また、非正規職員の正規職員へのキャリアアップに対する助成金のほか、人材育成や仕事と家庭の両立などを図った企業に対する各種助成金があります。

■ 雇用調整等に対する助成金【福島県】

★ 制度概要

安定的な雇用の創出と地域産業や経済の活性化を図るため、県等の産業施策と一体となった被災求職者の雇入れ費用を助成します。 ※ 条件があります。

★ 要件、助成金について

要件、助成金等詳しい内容については、福島県の「福島県内の中小企業向け復旧・復興支援ガイドブック」等でご確認ください（次のアドレスよりダウンロードできます）。内容については福島県にご確認ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/162717.pdf>

※ アドレスが変更となっている場合があります。

★ お問い合わせ先

福島県 商工労働部 雇用労政課

電話 024-521-7489

■ 雇用調整等に対する助成金、企業内キャリアアップに対する助成金【ハローワーク】

★ 制度概要

【雇用調整助成金】

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業手当等の負担相当額一部を助成します。

【被災者雇用開発助成金】

震災による離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用（1年未満の有期契約を更新する場合も含む）することが見込まれ労働者として雇い入れる事業主に対して助成します。

【キャリアアップ助成金】

有期契約労働者、短時間派遣といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用へ転換、人材育成、処遇改善などの取り組みを実施した事業主に対して助成します。

★ 要件、助成金について

要件、助成金等詳しい内容については、福島県の「福島県内の中小企業向け復旧・復興支援ガイドブック」等でご確認ください（次のアドレスよりダウンロードできます）。内容についてはハローワークにご確認ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/162717.pdf>

※ アドレスが変更となっている場合があります。

★ お問い合わせ先

ハローワーク

☎ 0246-23-1421（ハローワーク平）

地域の強みを有する産業である「機械・金属産業」、「電気・電子産業」などの人材育成、地域内企業の技術力向上を図るための講座などを実施します。

★ 対象となる方

市内の製造業に従事する方

★ コースについて

支援策	内 容
機械加工コース	実習をメインに、3D-CAD の操作方法や必要とされる基本的な知識・技能を習得します
材料工学コース	機械設計や機械材料に関する知識を習得し、合理的な材料評価ができる知識を習得します。
電気・電子コース	「プリント基板」をテーマに、基板設計から基盤実装までの一連の工程に必要な知識を習得します。
組込みシステム開発技術者養成コース	ワンチップマイコンを例に、組込み開発に携わる方に最適な導入コースとして、基礎知識から簡単な制御技術を学びます。
再生可能エネルギーコース	風力をはじめとした各自然エネルギーにおける発電事業に必要な知識を学び、事業化を目指した講座を実施します。

※ このほか、3回の工場見学と特別編の講座の実施を予定しています。

★ 日程

平成 28 年 7 月開催予定

★ 定員、受講料など

詳しくは、ホームページをご確認ください。

ホームページ

<http://www.iwaki-sangakukan.com/index.html>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。



★ お問い合わせ先

公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会事務局

☎ 0246-21-7570 FAX 0246-21-7571

✉ iwaki-sangakukan@bz01.plala.or.jp

技能職後継者の育成、労働者の地位向上や職業の安定等を図るため、いわき共同高等職業訓練校において技能養成訓練を実施します（市は経費の一部を補助）。

また、情報処理技術者の育成を図るため、いわきコンピュータ・カレッジにおいて技術習得に係るカリキュラムを実施します。

■ 職業訓練校

★ 講座内容

建設関係などの事業所で働く方などを対象に、必要な基礎知識や技能を習得するための講座を実施しています。

木造建築科（3年間）、建築設計科（2年間）、左官タイル施工科（3年間）

要件、授業料、申込期間等詳しい内容につきましては、いわき共同高等職業訓練校でご確認ください。

★ お問い合わせ先

いわき共同高等職業訓練校

☎ 0246-36-2631

■ いわきコンピュータ・カレッジ

★ 講座内容

業務を行う上で必要な Word や Excel、Android プログラミング、CAD、Photoshop、Illustrator などのスキルを取得するための講座を実施しています。

また、事業所等単位の受託講座も実施しています。

要件、受講料、申込期間等詳しい内容につきましては、いわきコンピュータ・カレッジのホームページ等でご確認ください。

ホームページ <http://www.iwaki-cc.ac.jp/>

★ お問い合わせ先

いわきコンピュータ・カレッジ

☎ 0246-56-0711

在職者・求職者を対象とした、業務に必要な技術・知識等のレベルアップを図るためのセミナー・訓練を実施します。

★ 在職者の方を対象としたセミナーの内容

種類	内容
共通	生産管理システムの活用と現場改善 製造現場の生産性向上と実践的改善
機械系	実践機械製図 設計者のための機械構造解析技術 旋盤実践技術（組合わせ部品加工編） 実践 マシニング センタ加工技術（効率的なプログラム作成編）【セットコース】 実践 マシニング センタ加工技術（工程設計・加工段取編）【セットコース】 実践 NC旋盤加工技術（効率的なプログラム作成編）【セットコース】 実践 NC旋盤加工技術（工程設計・加工段取編）【セットコース】 精密測定技術（長さ測定編） カスタムマクロ実践技術 機械保全実践技術（事例・解決編） TIG溶接実践技術（ステンレス鋼板材編） 炭酸ガス半自動アーク溶接技能クリニック
電気・電子系	有接点シーケンス制御の実践技術 有接点シーケンス制御による電動機制御の実務 PLCプログラミング技術（ラダー編）
居住系	実践建築製図作成技術（2次元CAD）利用編 実践建築製図作成技術（2次元CAD）活用編 建築電気設備の施工管理

要件、受講料、申込期間等詳しい内容につきましては、ポリテクセンターいわきのホームページ等でご確認ください。

ホームページ

<http://www3.jeed.or.jp/fukushima/poly/iwaki/zaishoku/index.html>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ お問い合わせ先

ポリテクセンター(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部 福島職業能力開発促進センター いわき訓練センター)

☎ 0246-26-1231 (ポリテクセンターいわき)

市内の中小企業等で働く方などが利用可能な福利厚生施設や制度があります。

■ いわき市勿来勤労青少年ホーム

★ 施設概要

市内企業で働く勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を目的とした市の施設です。各種文化・体育講座、相談・カウンセリングを行っています。

ホームページ

<http://www.iwaki-ec.or.jp/nakoso/>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

住所：いわき市金山町朝日台 1 ☎ 0246-63-2879

■ いわき市労働福祉会館

★ 施設概要

市内で働く勤労者の福祉の増進と文化の向上を図ることを目的とした市の施設です。一般財団法人いわき市労働者福祉サービスセンターにより、施設の管理運営、面談や電話等での労働相談の受付け、弁護士による法律相談会等を行っています。

ホームページ

<http://www.happywork-iwaki.com/kaikan.html>

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

住所：いわき市平字堂ノ前 22 ☎ 0246-24-2511



■ いわき市勤労者福祉サービスセンター（ハッピーワークいわき）

★ 概要

いわき市内で働く方の福利厚生への充実を図ることを目的とした互助会です。中小企業勤労者の方が生涯にわたり豊かで充実した生活をおくることができるよう、総合的な福利厚生事業を提供します。

★ 加入条件

市内の中小企業等（事業所・病院・工場・商店など）にお勤めの方及び事業主の方

★ 事業内容

福利厚生事業、共済給付事業、健康増進事業

★ 会費等

会員1人につき 入会金 600円 月会費 750円

住所：いわき市平字堂ノ前 22 いわき市労働福祉会館1階 ☎ 0246-35-6844

国では、国民一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択可能な「ワークライフバランス」の実現を推進しており、さまざまな支援制度や優遇制度があります。

(支援制度の例) 子育てサポート企業

■ くるみんマーク認定

★ 制度概要

一般事業主行動計画を策定し、定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定（くるみん、プラチナくるみんの認定）を受けることができます。



★ 認定を受けた際の優遇制度等

- くるみんマーク、プラチナくるみんマークを、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをPRでき、企業イメージの向上、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。
- 取得・新築・増改築した建物等について割増償却ができます。
※ 割増償却率は、認定の時期や種類により異なります。

制度の詳しい内容につきましては、厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

このほかにも、

- 仕事と介護の両立を支援する企業の認定（トモニンマーク認定）や助成
 - 企業内に保育施設を設置する場合の助成
 - 男性労働者の育児休業を取得させた場合の助成
 - 育児休業取得者が現職復帰などを行った場合の各種助成
- など、さまざまな両立支援策があります。

制度の詳しい内容等につきましては、厚生労働省のホームページ等で確認ください。

ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ お問い合わせ先

厚生労働省 福島労働局 雇用均等室

☎ 024-536-4609

支援関連資料と支援組織の情報

このハンドブックでは、市が実施している支援策や国・県等の主な支援策を掲載していますが、これ以外にも、さまざまな組織で、中小企業等の支援策を実施しています。

このページでは、それらの施策の内容がわかるパンフレット等の各種参考資料や、関係組織のホームページ等を紹介していますので、参考にしてください。

※ ホームページが廃止され、リンクが切れている場合がありますのでご了承ください。

関係資料

- ★ **中小企業施策利用ガイドブック 2016【中小企業庁】**
中小企業施策を取りまとめたガイドブックです。
<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/160422hakusyo.html>
- ★ **中小企業白書・小規模企業白書 2016【中小企業庁】**
中小企業・小規模企業等における動向等の各種課題等の分析や取組み事例等を取りまとめています。
<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/160422hakusyo.html>
- ★ **福島県中小企業向け復旧・復興支援ガイドブック【福島県】**
県内で震災・原子力災害等からの復旧・復興をめざす県内企業の支援策等を取りまとめています。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/tyuusyoutukigyousiensaku.html>
- ★ **いわき市中小企業等支援ガイドブック【いわき市】**
いわき市や他組織における主な中小企業等の各種支援策をまとめています（当ガイドブック）。
<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1465531251646/index.html>
- ★ **中小企業のための金融のしおり【いわき市】**
いわき市と金融機関が協力して行っている金融施策をまとめています。
<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000002889/index.html>

関係組織(代表的なもの)

- 中小企業庁
<http://www.chusho.meti.go.jp/>
- 福島県
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/>
- いわき市
<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/index.html>
- 福島県産業振興センター
<http://www.utsukushima.net/>

- 公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会
<http://www.iwaki-sangakukan.com/>
- いわき商工会議所
<http://www.iwakicci.or.jp/>
- いわき地区商工会広域連携協議会
<http://iwakikoiki.com/sanpin/>
- 国立研究開発法人産業技術総合研究所
<http://www.aist.go.jp/>
- 福島県ハイテクプラザ
<http://www4.pref.fukushima.jp/hightech/index-pc.html>
- 福島知的財産支援センター（福島県発明協会）
<http://www.fukushima-i.org/>
- 各金融機関
みずほ銀行
<http://www.mizuhobank.co.jp/index.html>
秋田銀行
<https://www.akita-bank.co.jp/index.htm>
七十七銀行
<https://www.77bank.co.jp/>
東邦銀行
<http://www.tohobank.co.jp/>
常陽銀行
<http://www.joyobank.co.jp/>
福島銀行
<http://www.fukushimabank.co.jp/>
大東銀行
<http://www.daitobank.co.jp/>
ひまわり信用金庫
<http://www.shinkin.co.jp/himawari/>
あぶくま信用金庫
<http://www.abukuma.co.jp/>
いわき信用組合
<http://www.iwaki-shinkumi.com/>

いわき産学官ネットワーク協会の紹介

公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会（以下、協会）は、いわき地域内外の産学官の人材、技術、資金、情報の結節交流拠点として、そのネットワークを活用して、地域産業界の多様なニーズに一元化・総合的に対応することで、企業の経営革新、新産業・新事業の創出、雇用の創出を図り、いわき地域の活性化に貢献することを目的とした組織です。

★ 支援事業

協会では、次のような中小企業等支援に向けたさまざまな事業を実施しております。

※ クリックすると、協会のホームページで事業の内容を確認できます。

■ 起業支援

- ・ [起業・経営相談、ビジネス・インキュベーション](#)
- ・ [いわき市起業家サポートネットワーク](#)

■ 研究開発支援

- ・ [産学官連携・技術開発支援事業](#)
- ・ [産産・産学連携共同研究活動奨励事業](#)
- ・ [いわき市農商工連携推進事業](#)

■ 特許・知財、法務

- ・ [特許相談、特許・知財セミナー、弁護士相談](#)

■ 補助金・助成金の活用

- ・ [公的資金獲得支援](#)

■ 専門家派遣

- ・ [アドバイザー派遣事業](#)

■ 販路拡大支援

- ・ [見本市・展示会出展助成、海外販路開拓支援事業](#)

■ 人材育成支援

- ・ [いわきものづくり塾](#)

※ アドレスは、変更になっている場合があります。

★ 産学官連携コーディネータ兼プロジェクトマネージャによる相談受付

協会では、産学官連携コーディネータ兼プロジェクトマネージャを配置し、市内企業による商品・サービス等の開発プロジェクトの創出やその推進、当該プロジェクトの国県助成事業への申請等手続き、採択後の進捗管理支援を行っています。

また、協会が実施する事業への申請に係る相談対応・指導及び採択案件の事業実施に係るプロジェクトマネジメント業務や、事業者・研究機関・高等教育機関のニーズ・シーズ調査、事業者の皆さんの課題解決や新規事業化に向けたコーディネート活動等の取組みを行っています。

ご相談などありましたら、お気軽にご連絡ください。

公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会事務局

☎ 0246-21-7570 FAX X 0246-21-7571

✉ iwaki-sangakukan@bz01.plala.or.jp

※ 協会では、随時会員を募集しております。

協会の目的に賛同する企業、団体、個人の方であれば、入会の申込みができます。

※ また、メール会員も随時募集しています。

★ 産業創造館の管理運営（市からの指定管理委託）

市の産業創造館の管理運営については、市からの指定管理により協会に委託を行っています。産業創造館の会議室等について紹介します。

いわき産業創造館
(LATOV 6F)

JRいわき駅

室名称	面積 (㎡)	基本的な仕様と設備	最大定員 ※注1
企画展示ホール	343 (約100坪)	<ul style="list-style-type: none"> ●吊物用バトン(耐荷重:各150kg/7.5m) ●吊物用バトン(耐荷重:各300kg/奥15m・手前10m) ●スクリーン(4:3標準/120インチ)リモコン式 ●スクリーン(16:9ワイド/250インチ)リモコン式 ●コンセント盤(20個・1口/20アンペア)×2 ●プロジェクター用コンセント口(RGB端子/床埋め込み) ●天井照明操作可能 ※2分割利用可能	300

企画展示ホール

室名称	面積 (㎡)	基本的な仕様と設備	最大定員 ※注2
セミナー室	126 (約38坪)	スクリーン(4:3標準/120インチ)リモコン式 机27台・椅子81脚 ※2分割利用可能	110
会議室1	115 (約34坪)	スクリーン(4:3標準/120インチ)リモコン式 机27台・椅子81脚	110
会議室2	41 (約12坪)	スクリーン(4:3標準/120インチ)リモコン式 机6台・椅子18脚	30
IT研修室	97	スクリーン(4:3標準/120インチ)リモコン式 生徒用パソコン32台・講師用パソコン1台	33

セミナー室

IT 研修室

インキュベートルームについては、1ページの創業者支援事業のなかで詳しく説明しています。

いわき市中小企業・小規模企業振興条例

市や中小企業団体、大企業、教育機関、金融機関などの関係機関と連携を図りながら、中小企業、小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、「いわき市中小企業・小規模企業振興条例」を制定し、平成28年4月に施行されました。

この条例の内容について、概要を説明します。

★ 中小企業を取り巻く厳しい環境

中小企業等（中小企業・小規模企業）を取り巻く環境は、人口減少や高齢化、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に加え、売り上げの減少や経営者の高齢化など、さまざまな課題を抱えています。

特に本市では、東日本大震災からの復旧・復興や、原子力発電所事故に伴う風評などにより、いっそう厳しさを増しています。

★ 中小企業等の振興を図るための条例を制定

このため、市内の事業所数の約99パーセントを占める中小企業等の振興に関し、施策の総合的な推進を図り、本市の経済活性化や市民生活の向上を目的に「いわき市中小企業・小規模企業振興条例」を制定しました。

★ 中小企業等が輝き続けるために

同条例では、中小企業等が将来に渡って輝き続けるため、経営基盤の強化や経営の革新、就業機会の増大などに自主的に取り組むとともに、市や各団体、市民の皆さまが一体となり、中小企業等を支援していくこととしています。

市は今後、中小企業等が抱える課題の解決に向けて、市と各団体が一丸となって取り組むとともに、それぞれの役割を適切に果たしていくことで、中小企業等の振興に取り組みます。

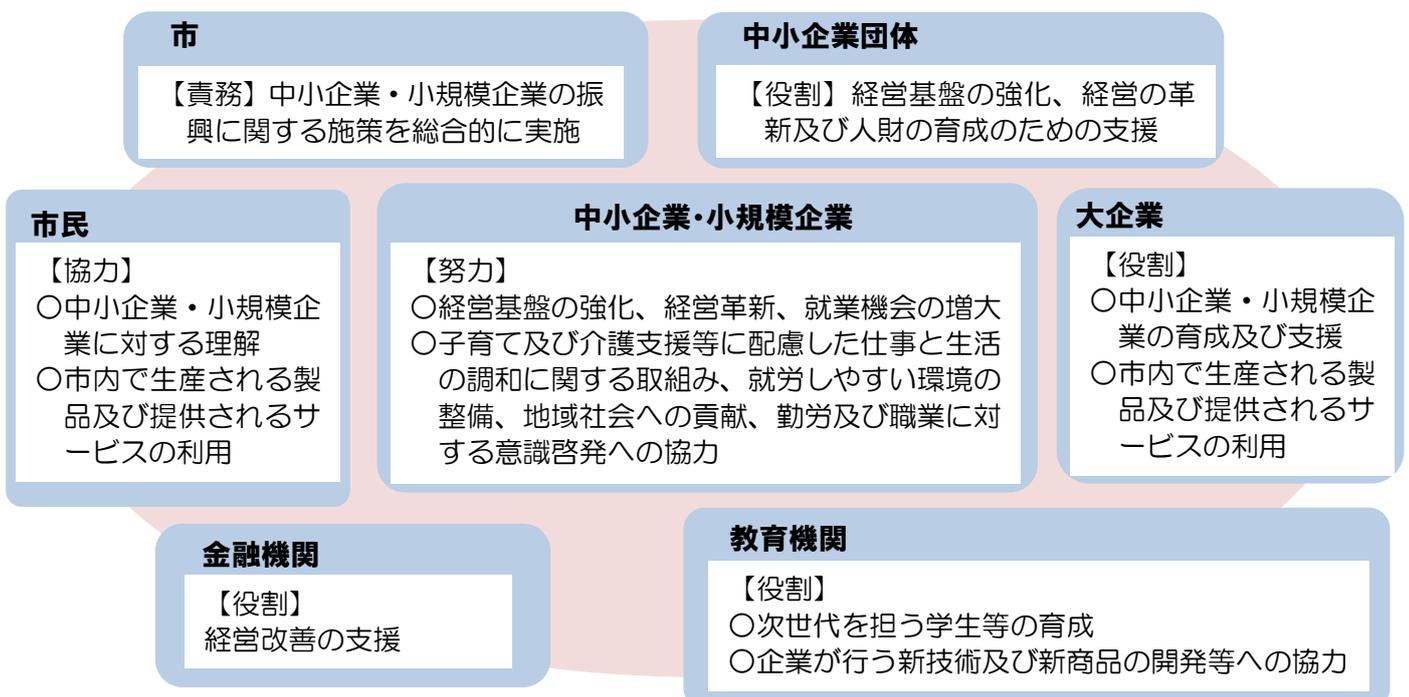
基本理念

中小企業等の振興について、次の4つの基本理念を掲げています。

- 中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力の下に推進する
- 市、中小企業団体、大企業、教育機関、金融機関及び市民の連携及び協力により推進する
- 国及び県との連携を図りながら、推進する
- 東日本大震災の影響による被害を克服するための不断の取組みにより推進する

責務と役割

中小企業等の振興に関わる各組織について、それぞれの責務と役割を記載しています。



施策の方針

中小企業等の振興に関する方針を次のように定めています。

施策の基本方針

- 中小企業等の振興に関する基本方針を整理
- 施策を効果的に実施するために必要な調査、分析及び情報発信の実施
- 小規模企業への配慮を規定

人財の確保及び育成

- 若者の雇用確保の推進
- 若者が「ふるさといわき」へ誇りを持ち、いわきへの定着を促す取組みを推進
- 女性に対する就業機会の提供を推進
- 高齢者及び障がい者など多様な人財の能力を発揮するため、多様な働き方を提供する取組みを支援
- 子育て及び介護支援等に配慮した仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する取組みを推進
- 従業員の能力の開発及び向上並びに伝統技能をはじめとした技術及び技能の継承に関する取組みを推進

経営基盤等の強化

- 中小企業・小規模企業における円滑な資金調達を支援

事業活動の拡大

- 中小企業・小規模企業の受注機会の増大
- 中小企業・小規模企業の取引及び販路の拡大、農商工連携の促進、新たな分野への進出等に対する取組みを支援
- 新技術及び新商品の開発に対する取組みを支援

創業及び事業転換等の促進

- 中小企業団体との連携及び協力の下、創業、第二創業、事業転換、事業再生及び事業承継に関する取組みを支援

東日本大震災からの復興及び創生

- 観光関連産業、農林水産業、製造業等における風評被害の対策を推進
- 再生可能エネルギー関連産業の振興
- 東日本大震災からの復興及び創生に関連する産業の集積

推進体制

市は、今後、「中小企業・小規模企業振興会議」を設置し、各団体が、中小企業・小規模企業の振興に向けて実施している取組みを共有し、振興に向けた課題等を出し合いながら、さまざまな意見交換を行い、市と各団体が一丸となって、中小企業・小規模企業の振興に取り組むこととします。

条例につきましては、市のホームページに掲載していますので、各種施策と合わせてご活用ください。



【制作】いわき市 産業振興部

■ 産業創出課

☎ 0246-22-1126

✉ sangyosoushutsu@city.iwaki.fukushima.jp

■ 商業労政課

☎ 0246-22-7476

✉ shogyorosei@city.iwaki.fukushima.jp

■ 工業・港湾課

☎ 0246-22-1162

✉ kogyo-kowan@city.iwaki.fukushima.jp